

地域のできごと

R 5. 10

農業経営者協会北信4支部合同研修会を開催しました

農業経営者協会長野支部では今年度新たな取り組みとして「北信4支部（上高井、下高井、飯水、長野支部）合同研修会」を9月1日に開催しました。

研修会は衆議院議員の若林健太氏に「日本農業の行方 ～基本法改正中間取りまとめを踏まえて～」と題して講演をしていただきました。

食料・農業・農村基本法改正が議論されている中で、中間取りまとめとして今後20年を見据えた予期される課題を7つの施策に分けて議論されています。基本理念の中では国民一人一人の食料安全保障の確立が検討されておりその内容は大きく変わるそうです。

食料に関する基本的施策では、日本の人口は減少し高齢化に伴って国内市場は縮小しているなかで、世界全体の人口をみると爆発的に増加しており、食料不足が懸念されていることから輸出額を増やしていくための施策が検討されているとのことでした。

また、事前に会員から質問事項をお送りしご回答いただきました。

その中で、燃油高騰対策としてのトリガー条項※1の発動についての質問には、この条項より補助金の方が短期に効果が上がることや灯油や重油が対象外になること、法改正が必要であることから見送られたとのことでした。

フランスの「エリガムⅡ法」※2のような農産物の生産コストに基づく適正な価格形成を促す法整備が必要ではとの質問については、この法律は令和5年1月に施行されたばかりでその効果がまだ評価できないこと、生産原価の計算をしっかりとやる必要があります、同じ品目でも露地栽培とハウス栽培では違いがあることから、それなりの覚悟が必要である。等の回答をいただきました。

日頃、他支部との交流は少ないため、研修会後情報交換会を開催しました。それぞれ経営内容が異なりますが農業を営んでいる仲間であることから、世代、品目を越えた情報交換が活発に行われていました。

また、若林健太議員へも農業者の生の声を伝えることができたと思います。

※1：トリガー条項 レギュラーガソリン価格が1リットル当たり160円を3カ月連続で超えた場合、揮発油税(ガソリン税)のほぼ半分に相当する約25円の課税を停止し、価格を引き下げる制度。

※2：エリガムⅡ法 農畜産物の生産コストを販売価格に反映させる仕組みを定めたフランスの法律。

